

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ（以下「当法人」という。）の定款第5条に基づいて実施する事業の実施にあたり、倫理について必要な事項を定めることにより、事業者、利用者等の権利擁護を図り、もって法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その能力を発揮することができ、安心してのびやかに生きることができるよう、すべての人に対して、女性や子どもの人権の擁護や福祉の増進に関する事業を行い、男女共同参画社会の形成と子どもの健全育成の推進に寄与する。

(社会的信用の維持)

第3条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 当法人は、関連法令、当法人の定款、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当法人、正会員、役員及び職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 正会員、役員及び職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程等に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 当法人、正会員、役員及び職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

2 当法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する正会員又は理事を除いて行わなければならない。

3 利益相反の防止を目的として、資金分配団体が当法人を実行団体として選定、監督するにあたり、当該団体の理事、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者の当法人への関与を禁ずる。

4 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について事務局長（事務局長が申告を行う場合は代表理事とする。以下本条におい

て同じ。) に対して自己申告させる。

- 5 前項の規定による申告を受けた事務局長は、事務局内において申告内容の確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 当法人、正会員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

- 2 役職員は、助成事業等を行うに当たり、正会員、理事、監事、職員、当法人のその他関係者及びその他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第10条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第11条 当法人は、資金分配団体、民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのため自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第12条 当法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第13条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年12月19日より施行する(令和7年12月19日理事会決議)。